

# Ⅰ 調査の概要

## 1 調査目的

---

本調査は、函館市内の企業における従業員の賃金をはじめとする労働条件等の実態を把握するとともに、労働力の確保・定着を図るための基礎資料とすることを目的に実施した。

調査対象として、これまでの従業員 10 人以上の全事業所に加え、従業員 10 人未満の事業所を 1,000 事業所抽出して対象事業所に加えて調査実施した。

また、従業員 10 人未満の事業については、10 人以上の事業所が全数調査であるのに対して、抽出での調査であり、調査結果は参考値として扱うこととする。

## 2 調査事項

---

### (1) 正規従業員

- ① 従業員数（男女，年齢別）
- ② 労働時間・週休 2 日制（所定労働時間，時間外労働時間，週休 2 日制）
- ③ 賃金・手当（基本給，基本給＋諸手当，初任給，定期昇給・ベースアップ，生活補助給・諸手当，諸制度）
- ④ 高齢者の雇用（定年制度，高齢者雇用安定法）
- ⑤ 労働力（新規学卒者・その他の採用状況，現在の労働力と今後の採用，正規雇用への転換）

(2) 契約社員・臨時従業員（従業員数，雇用契約期間，賃金，仕事内容，労働契約，就業規則，諸制度，正規雇用への転換）

(3) パートタイム従業員（従業員数，在職期間，労働時間，労働日数，賃金，仕事内容，労働契約，就業規則，諸制度，正規雇用への転換）

(4) 育児休業，両立支援，介護休業制度（育児休業，仕事と子育ての両立支援制度，介護休業）

(5) その他（働く女性の環境，障がい者の雇用，働き方改革，外国人の雇用，雇用問題）

## 3 調査基準日

---

令和元年 8 月 31 日現在

## 4 調査産業

---

1. 農業，林業 2. 漁業 3. 鉱業，採石業，砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス，熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業，郵便業 9. 卸売業・小売業 10. 金融業・保険業 11. 不動産業，物品賃貸業 12. 学術研究，専門・技術サービス業 13. 宿泊業，飲食サービス業 14. 生活関連サービス業・娯楽業 15. 教育・学習支援業 16. 医療・福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業（他に分類されないもの）の 18 分類

## 5 調査対象

---

市内に所在する従業員 10 人以上規模の全事業所 (2,219 事業所)

市内に所在する従業員 10 人未満の事業所 (1,000 事業所を抽出)

## 6 調査方法

---

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

## 7 調査回答状況

---

○従業員 10 人以上事業所

当初、調査対象を 2,219 事業所とし、調査票を郵送したが、従業員が 10 人未満となっていた事業所や移転した事業所等があったため、これらを除外した 2,037 事業所を実質の調査対象とし、このうち 675 事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
2,219	182	2,037	675	33.1

《産業別・従業員数別回答状況》

単位:事業所, %

区 分	有効回答 事業所数	従業員数による規模別事業所数				従業員数による規模別構成比				
		10～29人	30～49人	50～99人	100人～	合計	10～29人	30～49人	50～99人	100人～
総 数	675	394	130	90	61	100.0	58.4%	19.3%	13.3%	9.0%
農 業 , 林 業	3	2	1	—	—	100.0	66.7%	33.3%	—	—
漁 業	1	1	—	—	—	100.0	100.0%	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業	1	1	—	—	—	100.0	100.0%	—	—	—
建設業	79	60	11	8	—	100.0	75.9%	13.9%	10.1%	—
製造業	70	28	17	17	8	100.0	40.0%	24.3%	24.3%	11.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	5	1	1	—	100.0	71.4%	14.3%	14.3%	—
情報通信業	7	4	1	1	1	100.0	57.1%	14.3%	14.3%	14.3%
運輸業,郵便業	35	15	9	4	7	100.0	42.9%	25.7%	11.4%	20.0%
卸売業・小売業	91	60	14	5	12	100.0	65.9%	15.4%	5.5%	13.2%
金融業・保険業	19	11	4	2	2	100.0	57.9%	21.1%	10.5%	10.5%
不動産業,物品賃貸業	5	3	1	1	—	100.0	60.0%	20.0%	20.0%	—
学術研究,専門・技術サービス業	16	7	6	1	2	100.0	43.8%	37.5%	6.3%	12.5%
宿泊業,飲食サービス業	25	13	5	6	1	100.0	52.0%	20.0%	24.0%	4.0%
生活関連サービス業・娯楽業	18	13	4	1	—	100.0	72.2%	22.2%	5.6%	—
教育・学習支援業	53	33	10	7	3	100.0	62.3%	18.9%	13.2%	5.7%
医療・福祉	152	83	29	23	17	100.0	54.6%	19.1%	15.1%	11.2%
複合サービス事業	7	2	1	2	2	100.0	28.6%	14.3%	28.6%	28.6%
サービス業(他に分類されないもの)	86	53	16	11	6	100.0	61.6%	18.6%	12.8%	7.0%
産業別構成比	総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
	農 業 , 林 業	0.4%	0.5%	0.8%	—	—				
	漁 業	0.1%	0.3%	—	—	—				
	鉱業,採石業,砂利採取業	0.1%	0.3%	—	—	—				
	建設業	11.7%	15.2%	8.5%	8.9%	—				
	製造業	10.4%	7.1%	13.1%	18.9%	13.1%				
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.0%	1.3%	0.8%	1.1%	—				
	情報通信業	1.0%	1.0%	0.8%	1.1%	1.6%				
	運輸業,郵便業	5.2%	3.8%	6.9%	4.4%	11.5%				
	卸売業・小売業	13.5%	15.2%	10.8%	5.6%	19.7%				
	金融業・保険業	2.8%	2.8%	3.1%	2.2%	3.3%				
	不動産業,物品賃貸業	0.7%	0.8%	0.8%	1.1%	—				
	学術研究,専門・技術サービス業	2.4%	1.8%	4.6%	1.1%	3.3%				
	宿泊業,飲食サービス業	3.7%	3.3%	3.8%	6.7%	1.6%				
	生活関連サービス業・娯楽業	2.7%	3.3%	3.1%	1.1%	—				
	教育・学習支援業	7.9%	8.4%	7.7%	7.8%	4.9%				
	医療・福祉	22.5%	21.1%	22.3%	25.6%	27.9%				
	複合サービス事業	1.0%	0.5%	0.8%	2.2%	3.3%				
	サービス業(他に分類されないもの)	12.7%	13.5%	12.3%	12.2%	9.8%				

注)「従業員数による規模別事業所数」の従業員数は、正規、契約・臨時、パートタイム従業員数の合計  
端数処理の関係で100%にならない場合がある

○従業員10人未満事業所

当初、調査対象として1,000事業所を抽出し、調査票を郵送したが、従業員が10人以上となっていた事業所や移転した事業所等があったため、これらを除外した879事業所を実質の調査対象とし、このうち205事業所から有効回答を得た。

回答状況は次表のとおりである。

抽出事業所数 (郵送件数) (A)	対象外事業所数 (B)	実質対象事業所数 (C) = (A) - (B)	有効回答事業所数 (D)	回答率 (D) ÷ (C) × 100
1,000	121	879	205	23.3

## 8 用語の説明

---

本調査に用いられている主な用語の意味は次のとおりである。

### (1) 正規従業員

常用雇用されている従業員のうち、雇用期間の定めがなく、一般に「正社員」や「正職員」などと区分されている従業員をさす。また、契約社員・臨時・パートタイム・派遣従業員および役員、医師、船員は除くとともに、事業所が本店、本所の場合は、支店、出張所、営業所、出店などは含めない。

### (2) 契約社員・臨時従業員

繁忙期などに期間を定めて雇用され、勤務時間が正規従業員と同じ従業員をいう。パートタイム従業員や派遣従業員は除く。

### (3) パートタイム従業員

1日、1週または1か月の労働時間が正規従業員より短い従業員をいう。

### (4) 労働時間

就業規則などで定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を差し引いた時間をいう。なお、本調査では、事業所内で職種により労働時間が異なる場合は、適用従業員数が最も多いものとする。

### (5) 基本給

従業員個人の属性(年齢、知識、経験、技能)および職務の要求する要素(職務知識、指導、監督責任、業務責任等)によって決定される賃金をいう。従って、年齢や勤続年数、学歴などによる本人給、職能給、役職給、技能給等は含むが、歩合給等の能率給や家族手当、交通費などの生活補助給や時間外手当は含めない。

### (6) 定期昇給

就業規則、労働協約、内規等に定められた賃金の定期的増額をいう。

### (7) ベースアップ

労働組合の賃金引き上げ要求や、労働の評価基準の引き上げなどによる従業員全員の給与水準の上昇改善をいう。

## II 調査結果【従業員10人以上事業所】

### 1 従業員の構成

本調査の集計対象となった675事業所の全従業員数は33,495人でこのうち正規従業員が21,351人と全体の63.8%を占めており、次いでパートタイム従業員が8,653人で25.8%、契約社員・臨時従業員が3,491人で10.4%となっている。

産業別では、医療・福祉が9,257人と最も多く、次いで卸売業・小売業が5,422人となっている。

正規従業員では医療・福祉が6,673人、契約社員・臨時従業員も医療・福祉が1,082人と最も多く、パートタイム従業員では卸売業・小売業が2,884人と最も多くなっている。

(表1)

表1 従業員の構成

区 分		従業員数	正 規 従 業 員	契約社員・臨時 従 業 員	パートタイム 従 業 員
総 数		33,495	21,351	3,491	8,653
農 業 , 林 業		86	83	3	—
漁 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取		24	16	6	2
建 設 業		21	21	—	—
製 造 業		1,981	1,734	176	71
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		3,825	2,196	562	1,067
情 報 通 信 業		167	133	29	5
運 輸 業 , 郵 便 業		293	165	1	127
卸 売 業 ・ 小 売 業		2,851	2,425	244	182
金 融 業 ・ 保 険 業		5,422	2,201	337	2,884
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		826	719	54	53
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		179	124	25	30
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業		1,043	859	104	80
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		966	274	28	664
教 育 ・ 学 習 支 援 業		459	218	45	196
医 療 ・ 福 祉 事 業		1,865	1,158	254	453
複 合 サ ー ビ ス 事 業		9,257	6,673	1,082	1,502
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)		495	338	112	45
	総 数	3,735	2,014	429	1,292
		100.0	63.8	10.4	25.8
正規, 契約・ 臨時, パート タイム 従業員 の構成 比	農 業 , 林 業	100.0	96.5	3.5	—
	漁 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取	100.0	66.7	25.0	8.3
	建 設 業	100.0	100.0	—	—
	製 造 業	100.0	87.5	8.9	3.6
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	57.4	14.7	27.9
	情 報 通 信 業	100.0	79.6	17.4	3.0
	運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	56.4	0.3	43.3
	卸 売 業 ・ 小 売 業	100.0	85.0	8.6	6.4
	金 融 業 ・ 保 険 業	100.0	40.6	6.2	53.2
	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	87.1	6.5	6.4
	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	69.2	14.0	16.8
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	82.3	10.0	7.7
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	100.0	28.4	2.9	68.7
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0	47.5	9.8	42.7
	医 療 ・ 福 祉 事 業	100.0	62.1	13.6	24.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	72.1	11.7	16.2	
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	68.3	22.6	9.1	
		100.0	53.9	11.5	34.6

## 2 正規従業員

### (1) 正規従業員構成

正規従業員数は、21,351人で、1事業所あたりは32人となっている。また、産業別では、1事業所あたり最も正規従業員が多いのは、運輸業・郵便業で69人、次いで学術研究、専門・技術サービス業の54人となっている。

男女別の構成比では、男性60.9%、女性39.1%となっている。

(表2、別表1・2 - P24・25)

表2 正規従業員の構成

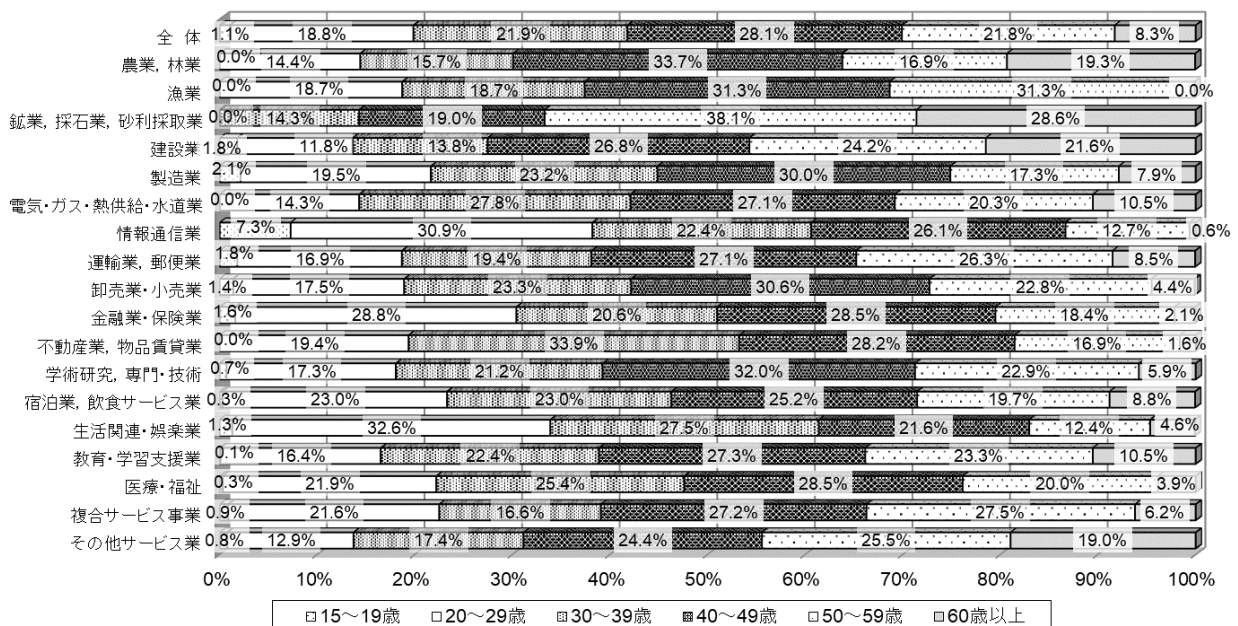
区 分	事業所数	正規従業員数		1事業所 平均従業員	男女別の構成比	
		件	人		%	
					構成比	男性
総 数	675	21,351	100.0	32	60.9	39.1
農 業	3	83	0.4	28	73.5	26.5
漁 業	1	16	0.1	16	87.5	12.5
鉱 業	1	21	0.1	21	95.2	4.8
建設業	79	1,734	8.1	22	90.8	9.2
製造業	70	2,196	10.3	31	73.5	26.5
電気・ガス・熱供給・水道業	7	133	0.6	19	84.2	15.8
情報通信業	7	165	0.8	24	78.2	21.8
運輸業・郵便業	35	2,425	11.4	69	89.8	10.2
卸売業・小売業	91	2,201	10.3	24	74.3	25.7
金融業・保険業	19	719	3.4	38	46.0	54.0
不動産業・物品賃貸業	5	124	0.6	25	54.8	45.2
学術研究、専門・技術サービス業	16	859	4.0	54	82.0	18.0
宿泊業、飲食サービス業	25	274	1.3	11	64.2	35.8
生活関連サービス業・娯楽業	18	218	1.0	12	61.9	38.1
教育・学習支援業	53	1,158	5.4	22	50.6	49.4
医療・福祉	152	6,673	31.2	44	29.7	70.3
複合サービス事業	7	338	1.6	48	68.6	31.4
サービス業(他に分類されないもの)	86	2,014	9.4	23	72.2	27.8

単位:事業所, %

正規従業員の年齢別構成では、40代が28.1%と最も多く、次いで30代の21.9%、50代の21.8%と続いている。

(図1、別表1・2 - P24・25)

図1 正規従業員の年齢別構成



## (2) 労働時間・休日

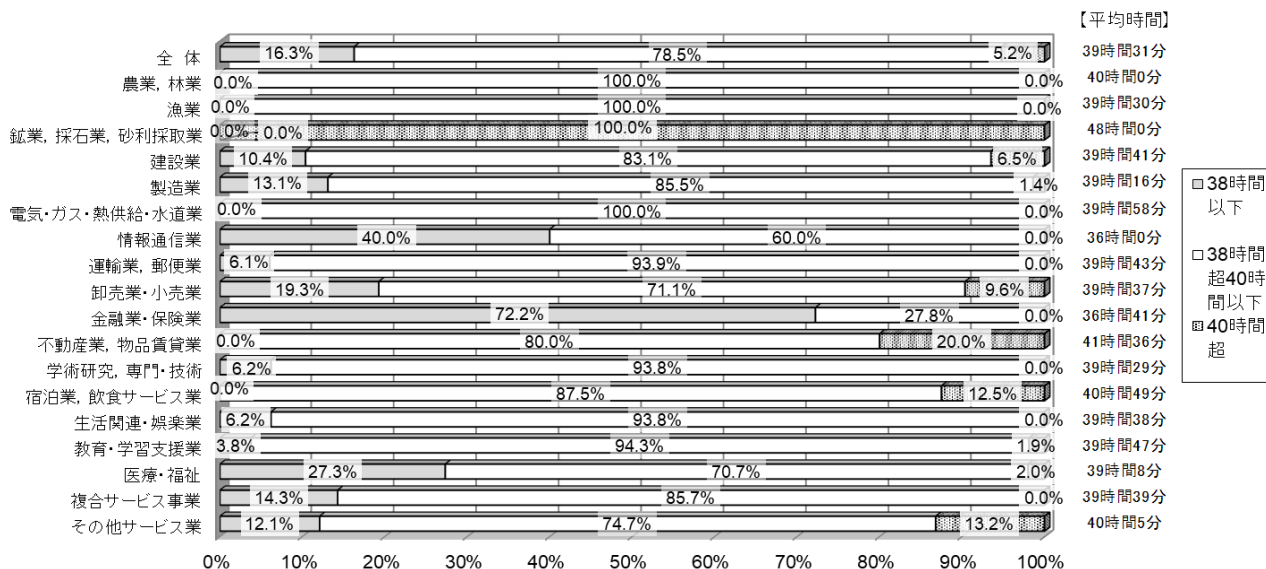
### ① 労働時間

1 週の所定労働時間の平均は、39 時間 31 分となっている。

産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業が 48 時間 0 分と最も長く、続いて不動産業、物品賃貸業が 41 時間 36 分、宿泊業、飲食サービス業が 40 時間 49 分となっている。

(図 2, 別表 3 - P 26)

図 2 1 週の労働時間



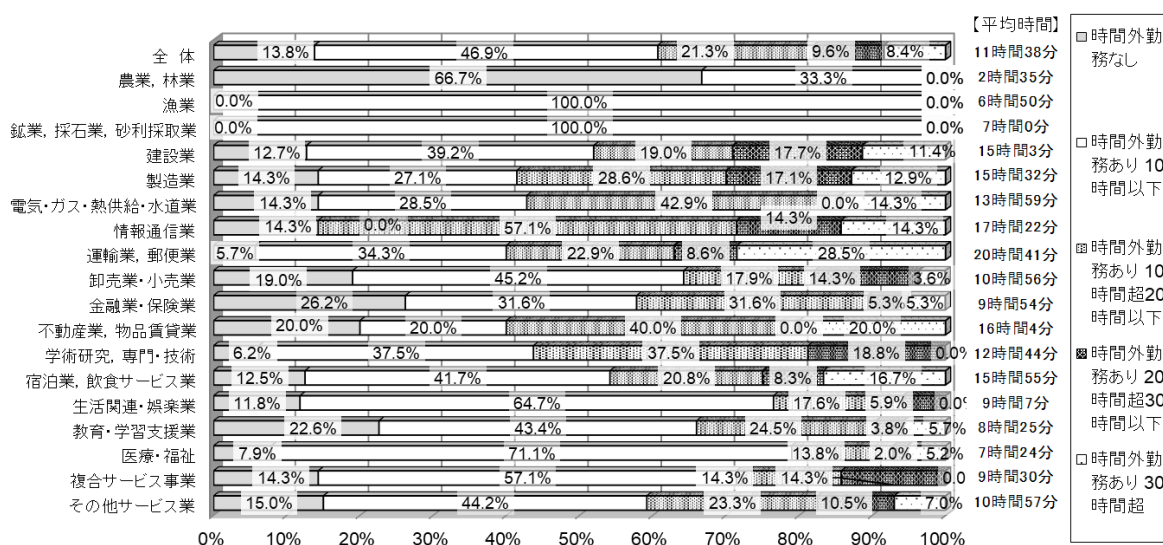
### ② 時間外労働時間

時間外勤務のあった事業所は全体の 86.2%となっている。

また、1 人あたりの 1 か月の平均時間外労働時間は、11 時間 38 分となっている。

(図 3, 別表 4 - P 27)

図 3 1 か月の時間外労働時間



### ③ 週休 2 日制

週休 2 日制を実施している事業所は全体の 60.4%となっている。(別表 5 - P 28)

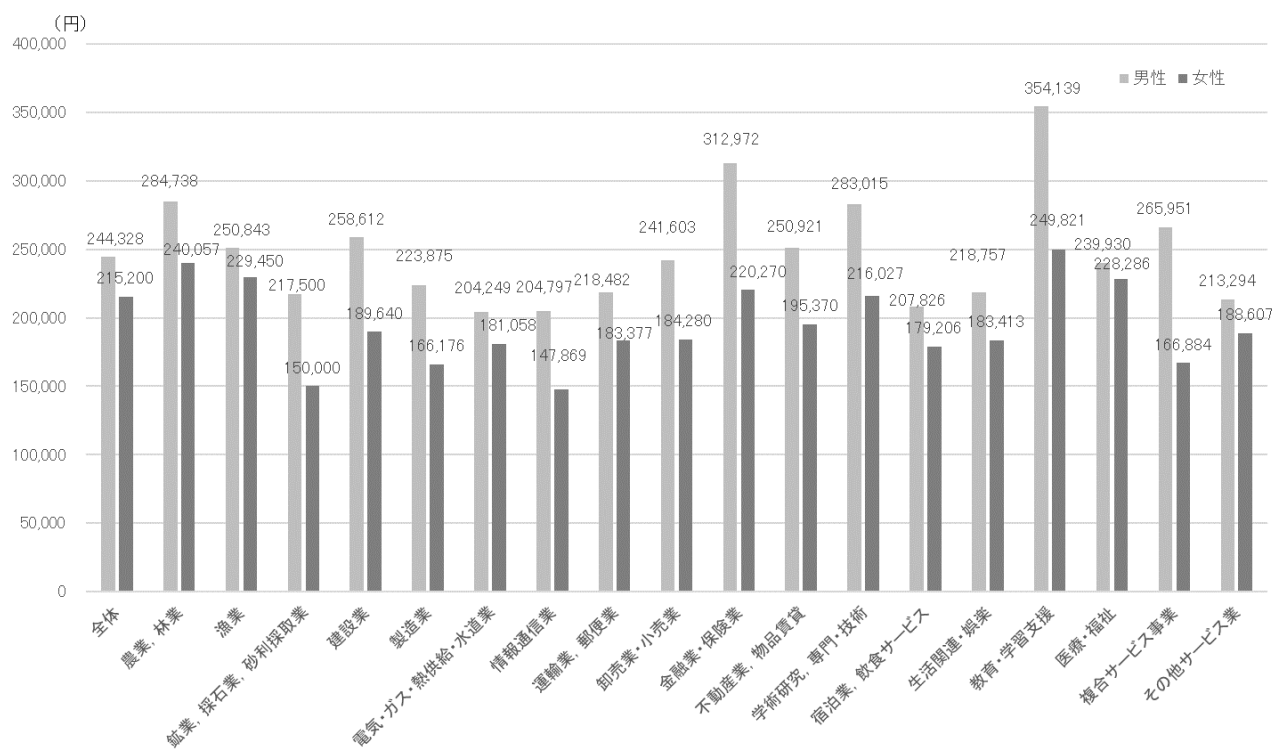
### (3) 賃金

#### ① 基本給

基本給の総平均額は、男性 244,328 円、女性 215,200 円となっている。

(図 4, 別表 6 - P 29)

図 4 平均基本給額



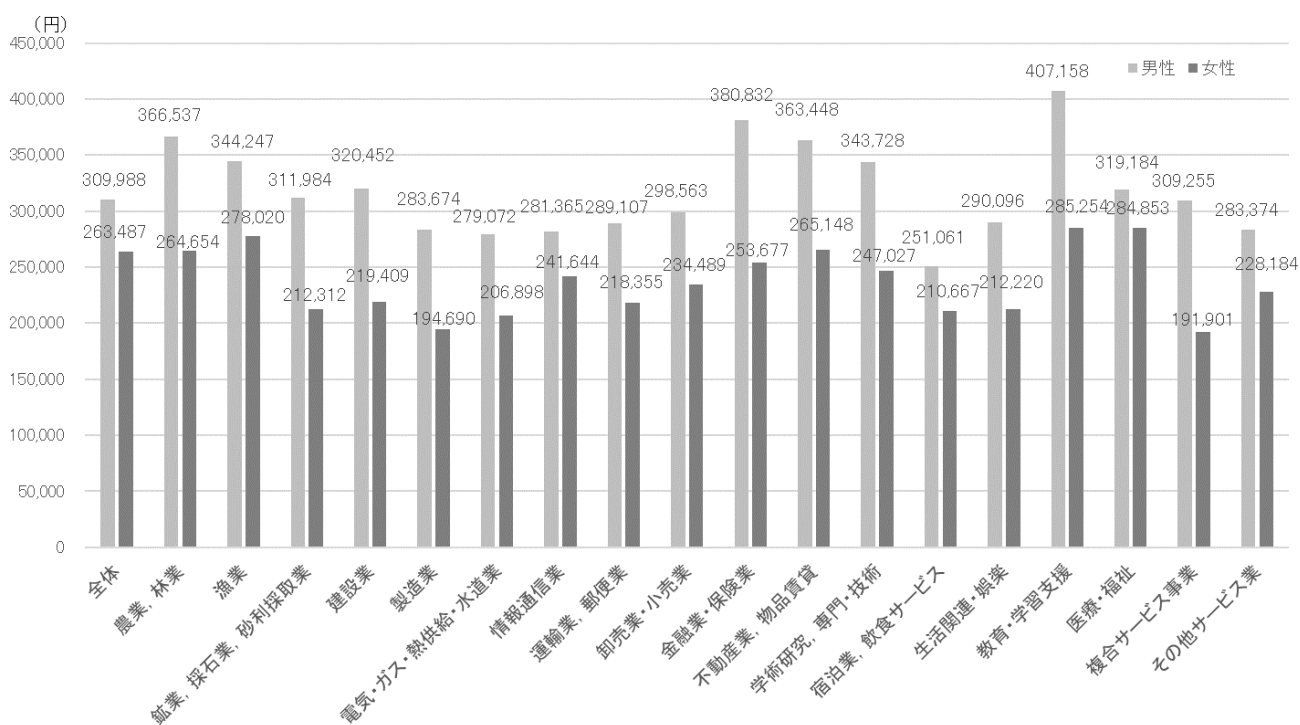


## ② 基本給+諸手当

基本給と諸手当の合計額の総平均額は、男性 309,988 円、女性 263,487 円となっている。  
産業別では、男女ともに教育・学習支援が最も高く、男性は 407,158 円、女性は 285,254 円となっている。

(図 5, 別表 7 - P 30)

図 5 平均基本給額+諸手当

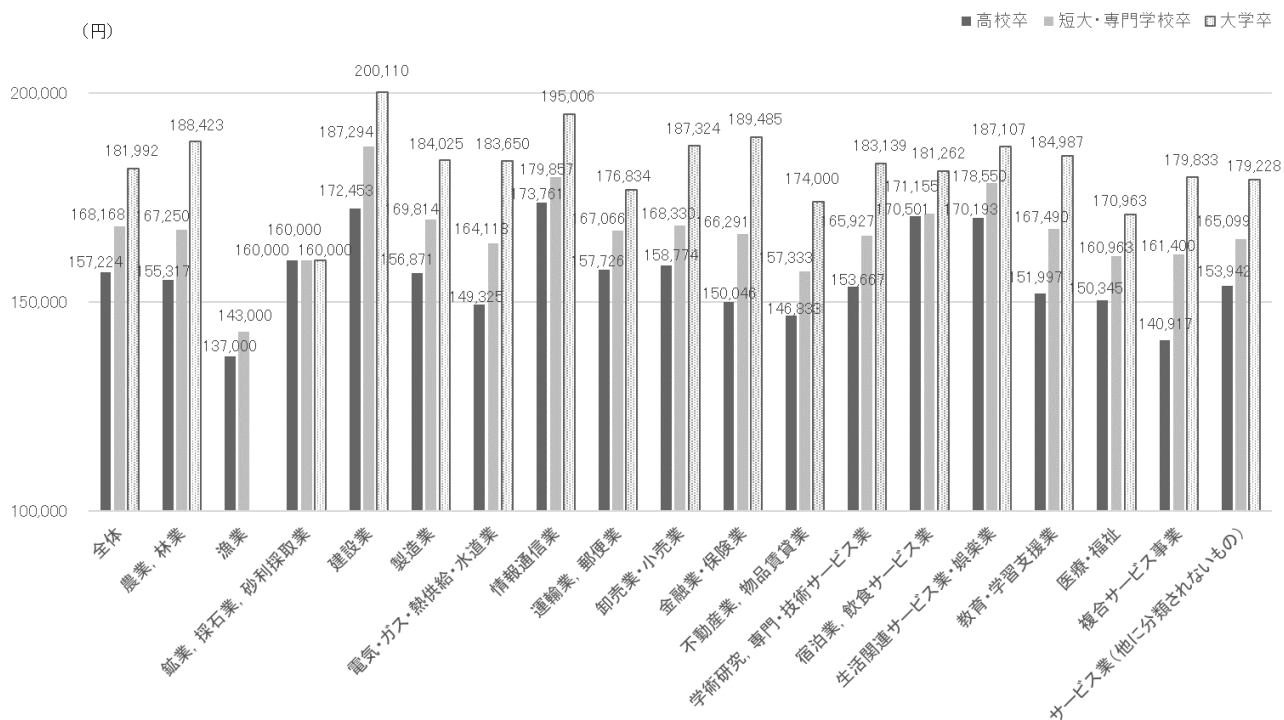


### ③ 新規学卒者の初任給

新規学卒者の初任給の総平均額は、高校卒が 157,224 円、短大・専門学校卒が 168,168 円、大学卒が 181,992 円となっている。

(図 6, 別表 8 - P 31)

図 6 新規学卒者の初任給



### ④ 定期昇給・ベースアップ

定期昇給を実施した事業所は、全体の 78.8%となっている。

また、ベースアップを実施した事業所は、全体の 48.3%となっている。

(別表 9 - P 32)

#### (4) 生活補助給

##### ① 家族手当

家族手当を支給している事業所は、全体の 71.6%となっている。

(図 7, 別表 10-P 33)

##### ② 住宅手当

住宅手当を支給している事業所は、全体の 59.3%となっている。

(図 7, 別表 10-P 33)

##### ③ 通勤手当

通勤手当を支給している事業所は、全体の 93.0%となっている。

(図 7, 別表 11-P 34)

##### ④ 燃料手当

燃料手当を支給している事業所は、全体の 56.7%となっている。

(図 7, 別表 11-P 34)

##### ⑤ 夏季手当

夏季手当を支給している事業所は、全体の 88.0%となっている。

(図 7, 別表 12-P 35)

##### ⑥ 年末手当

年末手当を支給している事業所は、全体の 87.2%となっている。

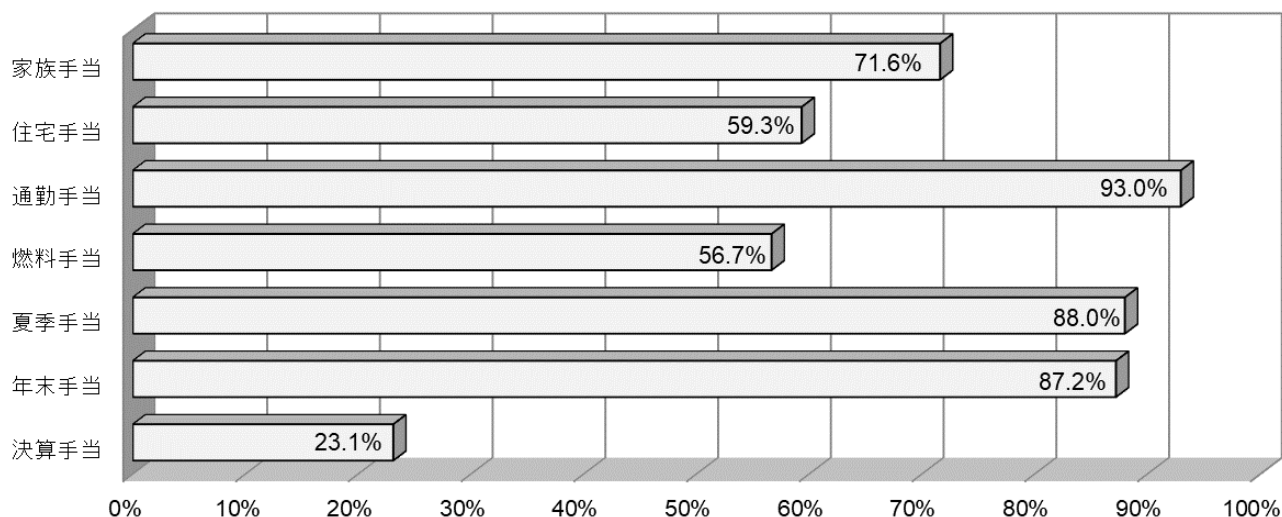
(図 7, 別表 13-P 35)

##### ⑦ 決算手当

決算手当を支給している事業所は、全体の 23.1%となっている。

(図 7, 別表 14-P 36)

図 7 生活補助給・諸手当を支給している割合



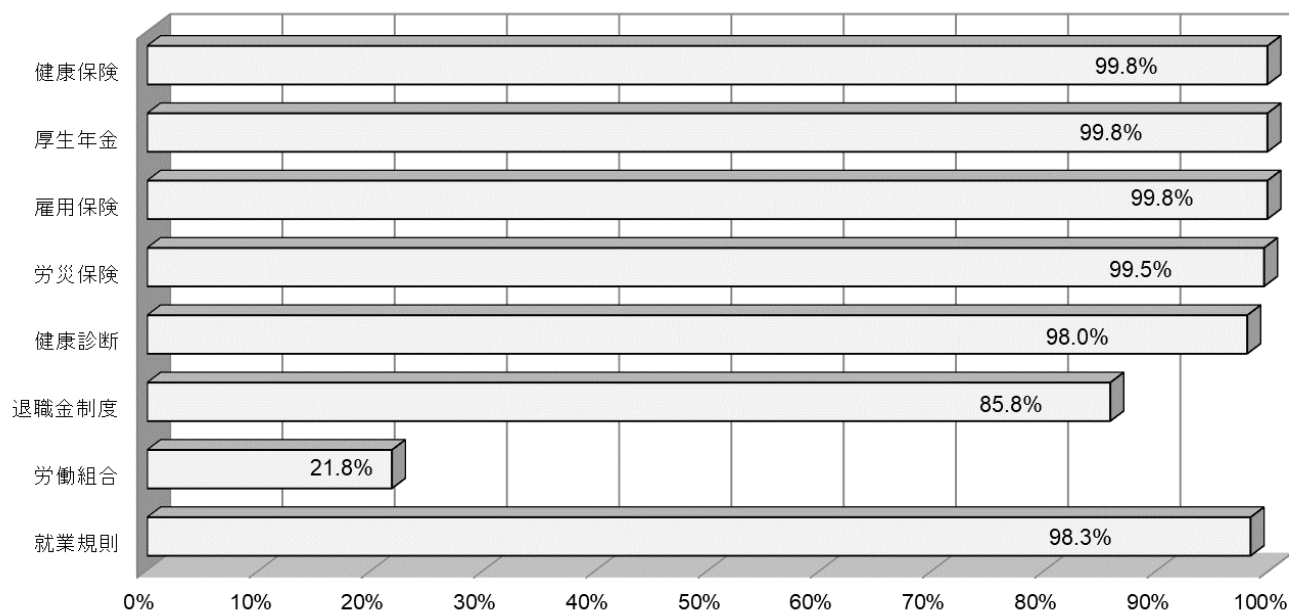
### (5) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 99.8%、厚生年金 99.8%、雇用保険 99.8%、労災保険 99.5%、健康診断 98.0%、退職金制度 85.8%、就業規則 98.3%となっている。

また、労働組合のある事業所は 21.8%となっている。

(図 8, 別表 15-P 36)

図 8 諸制度がある割合



### (6) 高齢者の雇用について

定年制度がある事業所の割合は 90.5%で、定年年齢の平均は 61.4 歳となっている。

高年齢者雇用安定法の取組みでは、継続雇用制度の導入の割合は 91.5%となっている。

(別表 16・17-P 37・38)

## (7) 労働力

### ① 新規学卒者等の採用状況

新規学卒者を採用した事業所は、23.8%となっている。

採用総数は514人で、卒業した学校の種別では、短大・専門学校卒が210人で最も多く、次いで高校卒163人、大学卒141人の順となっている。

高校卒は製造業、短大・専門学校卒と大学卒は医療・福祉での採用が最も多くなっている。

新規学卒者以外を採用した事業所は全体の61.0%で、採用総数は1,360人となっている。

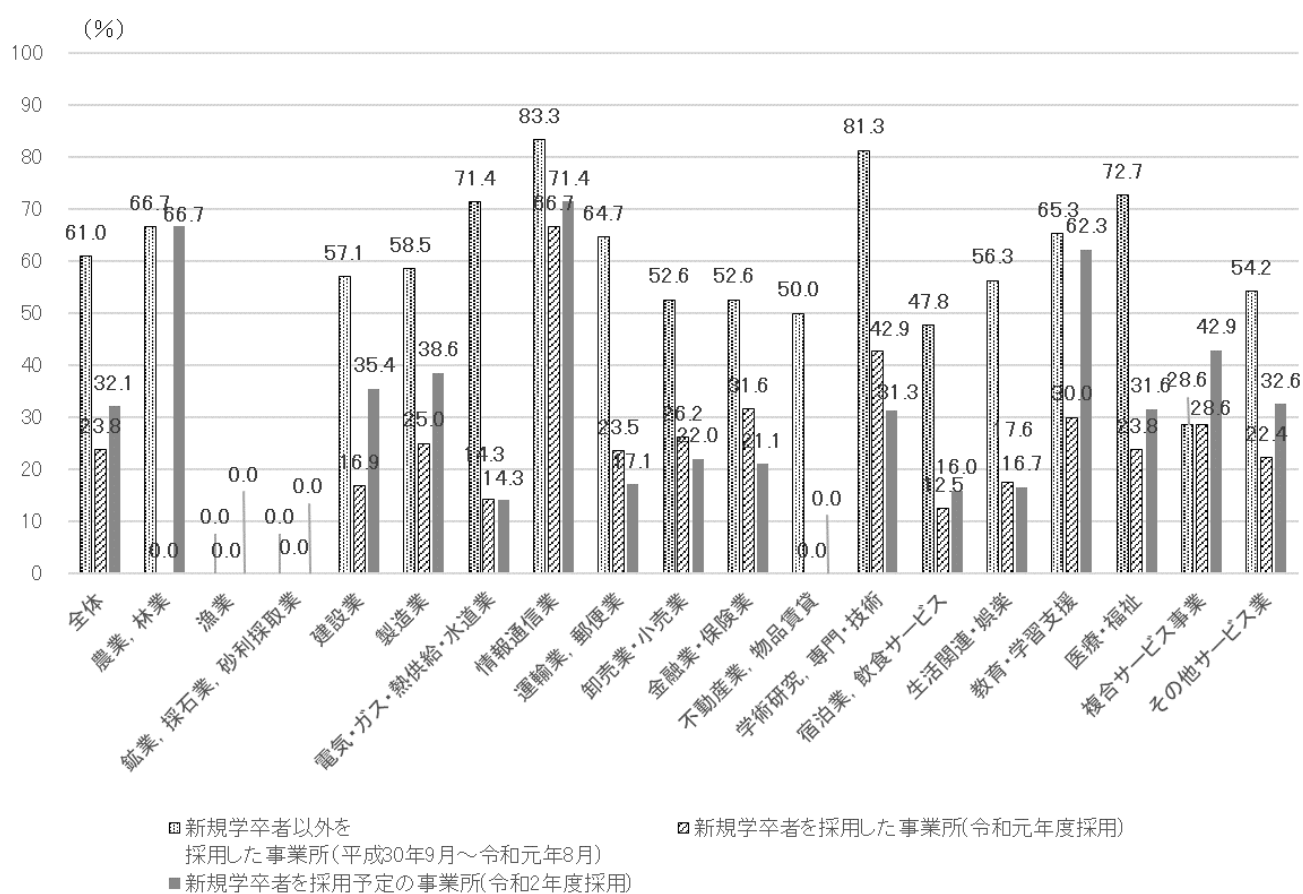
また、新規学卒者を採用しなかった理由では、「現員で充足している」で最も多くなっている。

令和2年度に新規学卒者を採用する予定のある事業所は、全体の32.1%となっており、採用予定数は、高校卒が285人、短大・専門学校卒が274人、大学卒が170人となっている。

平成28年4月以降に採用した新規学卒者数は1,543人でこのうち平成31年3月までの離職者数は361人となっており、新規学卒者の採用後3年以内の離職率は23.4%となっている。

(図9, 別表18~21-P39~40)

図9 採用状況



## ② 現在の労働力と今後の採用

現在の労働力については、「充足」の回答が 45.0%、「不足」53.8%、「過剰気味」1.2%となっている。

また、今後の採用については、「人材がいれば随時採用」が 46.7%で最も高く、次いで「欠員があれば補充採用」が 33.7%などとなっている。

(別表 22－P 41)

## ③ 非正規従業員から正規従業員への転換実績

非正規従業員から正規従業員への転換実績のある事業所は、28.4%となっている。また、転換実績はないが検討予定は、23.7%となっている。

(別表 23－P 41)

### 3 契約社員・臨時従業員

---

#### (1) 契約社員・臨時従業員構成

契約社員・臨時従業員の総数は3,491人で、年齢別の構成比では、60歳以上が最も高く35.4%、次いで40代が18.7%、50代が17.8%などとなっている。

男女別では、男性42.2%、女性57.8%となっている。

契約社員・臨時従業員のうち障がい者の割合は1.7%となっている。

(別表24・25－P42・43)

#### (2) 雇用契約期間

雇用契約期間は、「1年」の回答が41.3%と最も多く、次いで「3年超」が26.6%などとなっている。

(別表26－P44)

#### (3) 賃金（日額）

1日当たりの平均賃金は8,756円で、産業別では、建設業の10,632円が最も高く、不動産業、物品賃貸業の6,655円が最も低くなっている。

(別表27－P44)

#### (4) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員と同じ」の回答が59.7%、「正規従業員の補助」が32.2%、「独立した仕事」が8.1%となっている。

(別表28－P45)

#### (5) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が97.6%、「口頭で結ぶ」が1.8%、「特に明示していない」が0.6%となっている。

(図10，別表28－P45)

#### (6) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が62.1%、「正規従業員の規則を適用」が36.1%となっており、就業規則のある事業所はあわせて98.2%となっている。

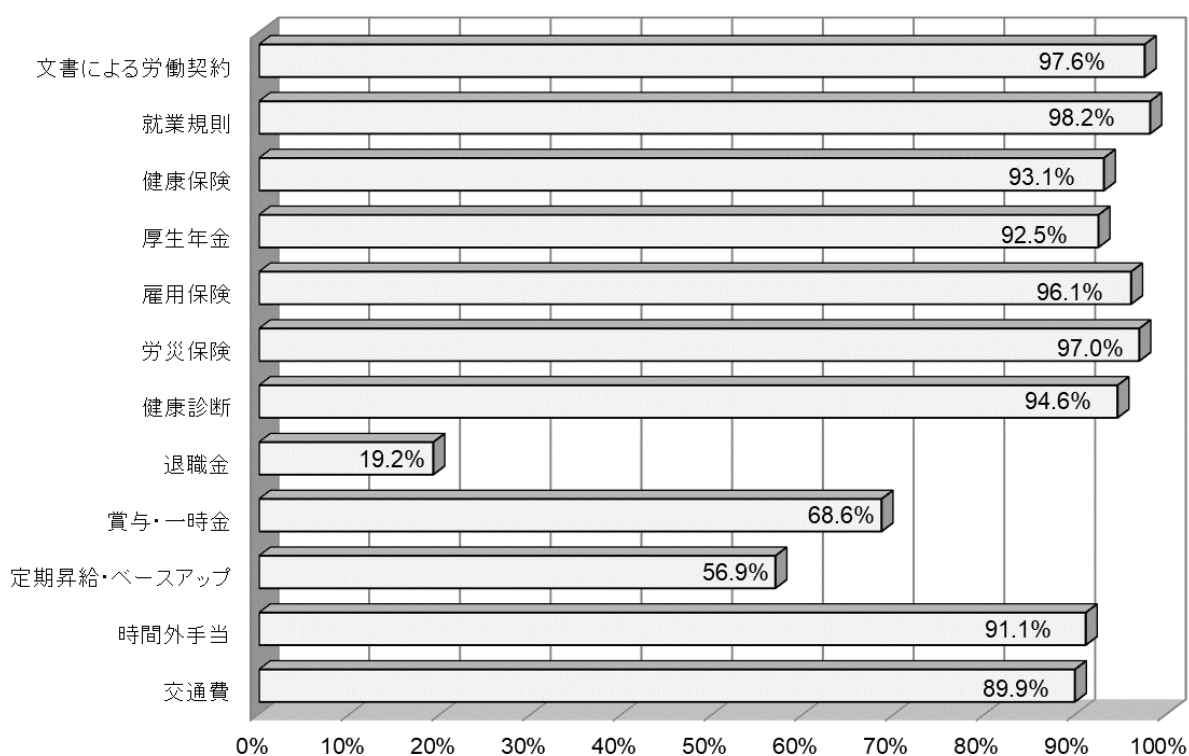
(図10，別表28－P45)

### (7) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 93.1%、厚生年金 92.5%、雇用保険 96.1%、労災保険 97.0%、健康診断 94.6%、時間外(超過勤務)手当 91.1%、交通費 89.9%と高くなっているが、退職金は 19.2%と低くなっている。

(図10, 別表29-P45)

図10 契約社員・臨時従業員の諸制度がある割合



### (8) 正規従業員への転換

契約社員・臨時従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 72.9%、「制度なし」が 27.1%となっている。

(別表30-P46)



## 4 パートタイム従業員

---

### (1) パートタイム従業員構成

パートタイム従業員の総数は、8,653人で、年齢別の構成比では、60歳以上が31.5%と最も高く、次いで50代が20.4%などとなっている。

男女別は、男性22.5%、女性77.5%となっている。

パートタイム従業員のうち、障がい者の割合は1.5%となっている。

(別表 31・32－P 47・48)

### (2) 在職期間

在職期間は、「5年以上」の回答が40.9%と最も多く、次いで「1年以上3年未満」が22.0%などとなっている。

(別表 33－P 49)

### (3) 労働時間および労働日数

#### ① 労働時間

1日の平均労働時間は、「4時間以上6時間未満」の回答が41.6%と最も多く、次いで「6時間以上」が40.9%などとなっている。

(別表 34－P 49)

#### ② 労働日数

1週の平均労働日数は、4.6日となっている。

(別表 35－P 50)

### (4) 賃金（平均時間給）

1時間当たりの平均賃金は、1,015円となっている。

(別表 36－P 51)

### (5) 仕事の内容

仕事の内容は、「正規従業員の補助」の回答が52.6%、「正規従業員と同じ」が27.5%、「独立した仕事」が19.9%となっている。

(別表 37－P 52)

### (6) 労働契約

労働契約の締結方法は、「文書で結ぶ」の回答が90.8%、「口頭で結ぶ」が6.7%、「特に明示していない」が2.5%となっている。

(図 11, 別表 37－P 52)

### (7) 就業規則

就業規則は、「専用の規則がある」の回答が 63.2%、「正規従業員の規則を適用」が 30.0%、となっており、就業規則のある事業所はあわせて 93.2%となっている。

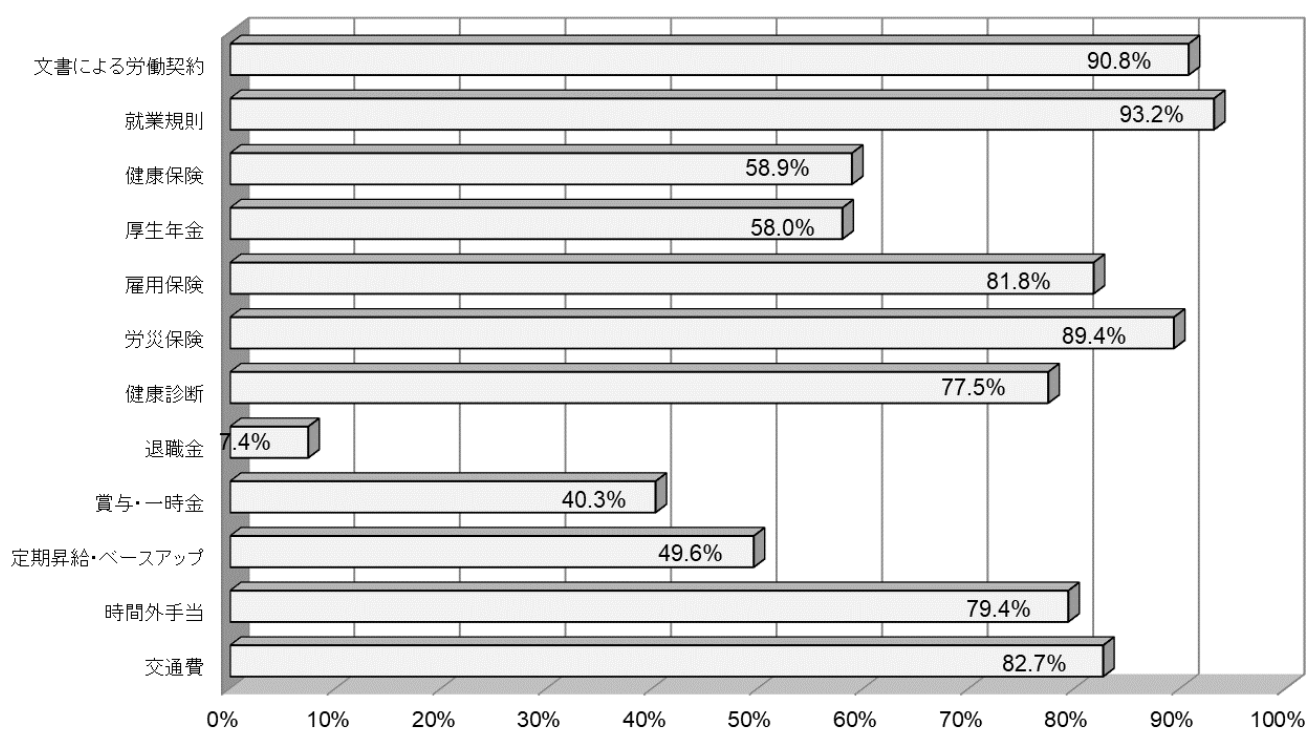
(図 11, 別表 37-P 52)

### (8) 諸制度実施状況

諸制度を実施している事業所の割合は、健康保険 58.9%、厚生年金 58.0%、雇用保険 81.8%、労災保険 89.4%、健康診断 77.5%、退職金制度 7.4%、賞与・一時金 40.3%、定期昇給・ベースアップ 49.6%、時間外(超過勤務)手当 79.4%、交通費 82.7%となっている。

(図 11, 別表 38-P 52)

図 11 パートタイム従業員の諸制度がある割合



### (9) 正規従業員への転換

パートタイム従業員から正規従業員に転換する制度は、「制度あり」が 57.1%、「制度なし」が 42.9%となっている。

(別表 39-P 53)

## 5 育児休業, 両立支援, 介護休業制度

### (1) 育児休業制度

育児休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の 82.0%となっている。

育児休業中の賃金の取扱いは、「有給」が 6.9%、「一部有給」が 12.0%、「無給」が 81.1%となっている。

過去 1 年間に育児休業を取得した人数は、男性 4 人、女性 352 人、合計で 356 人となっている。

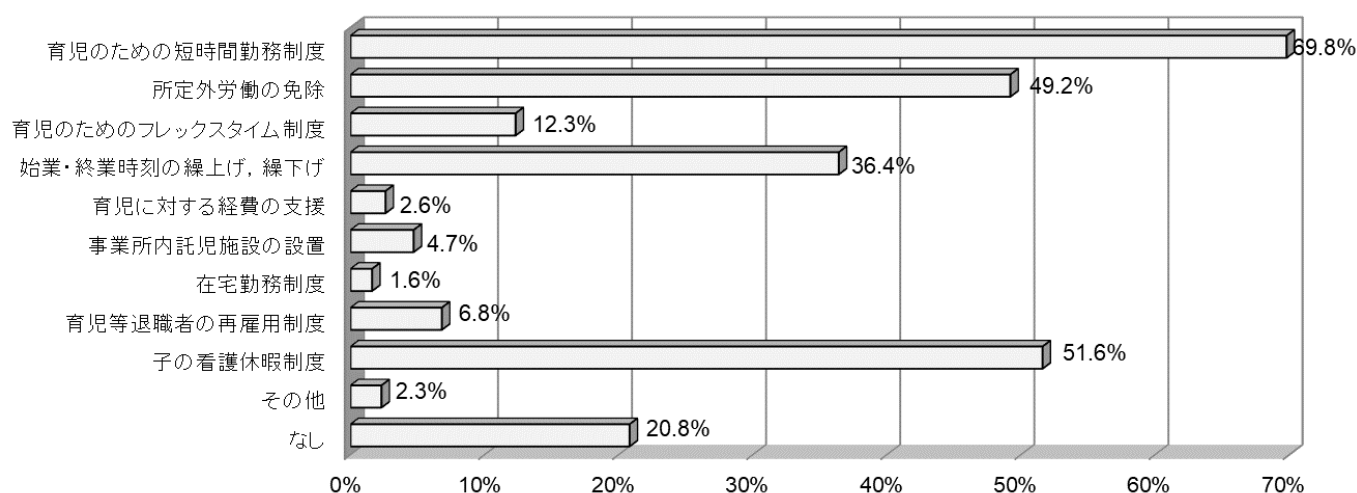
(別表 40－P54)

### (2) 仕事と子育ての両立支援制度

就業規則などで定めている仕事と子育ての両立支援制度は、「育児のための短時間勤務制度」の回答が 69.8%と最も多く、次いで「子の看護休暇制度」が 51.6%、「所定外労働の免除」が 49.2%などとなっている。

(図 12, 別表 41－P54)

図 12 仕事と子育ての両立支援制度



### (3) 介護休業制度

介護休業制度を就業規則などで定めている事業所は、全体の 76.0%となっている。

介護休業中の賃金の取扱いは、「有給」の回答が 6.4%、「一部有給」が 9.8%、「無給」が 83.8%となっている。

過去 1 年間に介護休業を取得した人数は、男性 4 人、女性 10 人、合計で 14 人となっている。

(別表 42－P55)

## 6 その他

### (1) 働く女性の環境

#### ① 仕事・役割の区分

職場内での性別による仕事や役割については、「区分されている」の回答が 10.5%、「一部区分されている」が 21.0%、「区分されていない」が 68.5%となっている。

(別表 43－P 55)

#### ② 女性の登用

管理職に占める女性の割合は 21.0%となっている。

(別表 44－P 56)

### (2) 障がい者の雇用について

#### ① 障がい者の雇用の有無

障がい者の雇用状況について、「現在雇用している」の回答が 28.4%、「現在は雇用していない」が 16.7%、「これまで雇用したことはない」が 54.9%となっている。

(図 13, 別表 45－P 57)

#### ② 雇用している障がい者の種別

雇用している障がい者の障がいの種別では、身体障がい者が 58.2%と最も高く、次いで知的障がい者が 29.5%、精神障がい者が 12.3%となっている。

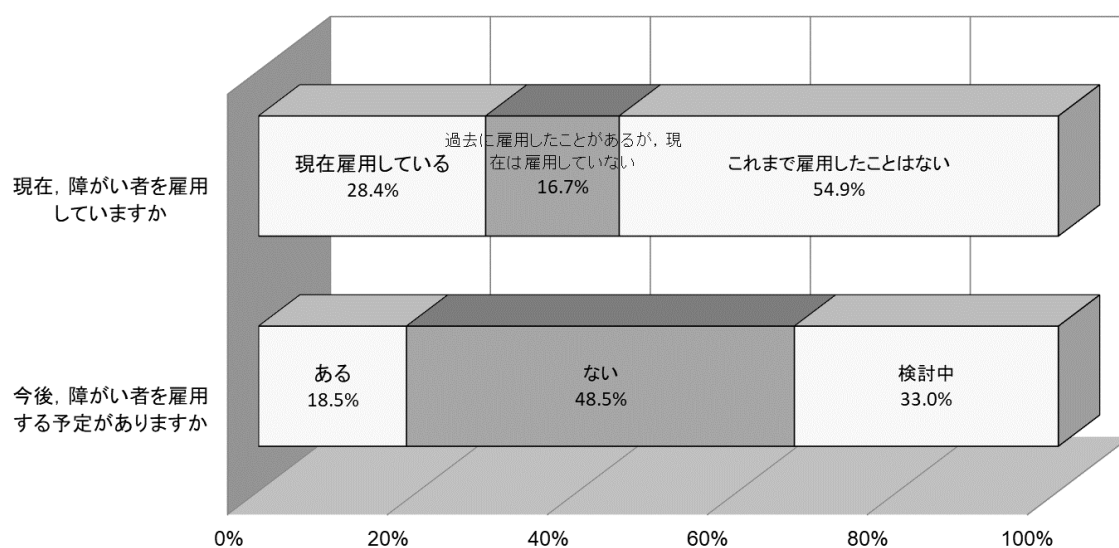
(別表 46－P 58)

#### ③ 障がい者の雇用予定

障がい者の雇用予定がある事業所は、全体の 18.5%となっている。

(図 13, 別表 47－P 58)

図 13 障がい者の雇用, 雇用の予定



#### ④ 必要なサポート

障がい者雇用を拡大していくために必要なサポートとして、「障がい者の職務能力の適正な把握」の回答が84.1%、「各種助成金の拡大」が34.8%、「各種学校での職業訓練の実施」と「入社後の教育研修の代行」が25.2%などとなっている。

(別表 47－P 58)

#### (3) 働き方改革について

##### ① 働き方改革への取り組みの有無

働き方改革への取り組み状況について、「取り組んでいる」の回答が76.0%、「取り組む予定」が16.1%、「取り組んでいない」が7.9%となっている。

(別表 48－P 59)

##### ② 働き方改革への取り組み内容

働き方改革への取り組み内容として、「有休消化率の向上」が93.0%と最も高く、次いで「長時間労働の是正」が64.3%、「従業員の生産性の向上」が29.0%となっている。

(別表 49－P 59)

##### ③ 働き方改革に取り組む理由

働き方改革に取り組む理由として、「コンプライアンスへの対応」が81.9%と最も高く、次いで「従業員満足度の向上」が71.6%、「優秀な人材の確保」が35.5%となっている。

(別表 50－P 60)

#### (4) 外国人の雇用について

##### ① 外国人の雇用の有無

外国人を雇用している事業所は、全体の7.5%にあたる49事業所で、雇用総数は351人となっており、在留資格別の構成比では、「技能実習生」が79.8%と最も高く、次いで「身分に基づく在留資格（永住者・日本人の配偶者等）」が9.4%となっている。

また、男女別の構成比では、男性14.8%、女性85.2%となっている。

(別表 51・52－P 60・61)

##### ② 外国人の雇用予定

外国人の雇用予定がある事業所は、全体の9.0%にあたる58事業所となっている。

(別表 53－P 62)

##### ③ 外国人雇用の課題

外国人を雇用するにあたっての課題として、「言語・コミュニケーション」が79.3%と最も高く、次いで「生活面のサポート」が50.0%、「日本人従業員との関係性」が35.4%となっている。

(別表 54－P 63)

#### (5) 雇用問題について

雇用に関して、直面している問題や取り組むべきと考える問題については、「求めている人材確保が困難」の回答が72.8%、「従業員の高齢化」が54.0%、「人材育成」が43.9%、「人件費の高騰」が36.1%などとなっている。

(図 16, 別表 55－P 63)

図 16 雇用問題

